



新鮮な旬の海産物をたくさん取り揃えて市民の皆様をお待ちしております。

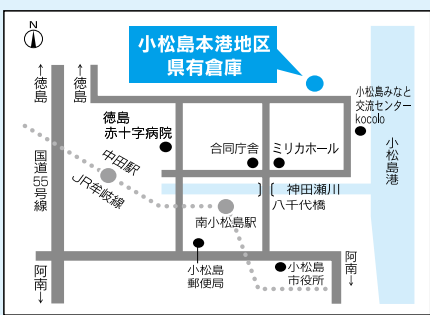
【日程】9月22日(祝)

毎月第4土曜日開催

【時間】午前8時30分〜正午
※売り切れ次第終了。

【場所】小松島本港地区

県有倉庫



【お問い合わせ先】

市産業振興課(市役所4階)

TEL 32・3809
FAX 33・0938

農業振興地域整備計画変更申出 10月1日から後期受付を開始

市産業振興課では、農用地区域からの除外および農用地区域への編入申出書の受付を前期・後期の年2回に分けて行っています。

【後期受付期間】10月1日(月)〜10月31日(水)

(土曜・日曜・祝日を除く)

申出の際に必要な共通書類

平成24年度より各申出書の様式と必要提出書類などを変更しています。

- ◆ 申出書(除外・編入)
- ◆ 除外・編入したい土地の登記簿謄本(登記事項証明書)の原本または写し
- ◆ 公図の写し
- ◆ 土地の現況写真および位置図

申出内容によっては添付する書類

土地利用計画図、土地選定理由書、事業計画書、求積図、土地所有者の同意書、併用地の登記簿謄本、法人登記全部事項証明書(謄本)など

※右記に記載した以外の書類を、必要に応じて追加で提出いただくことがあります。

【お問い合わせ・申出先】

市産業振興課農林水産振興担当(市役所4階)

TEL 32・3809 / FAX 33・0938

耕作放棄地の全体調査にご協力を!

市および市農業委員会では、耕作放棄地など年間を通じて不耕作の農地、いわゆる「遊休農地」の解消・再生に向けた取り組みを進めています。そのため、9月から市担当者や地元農業委員が耕作放棄地の全体調査(現況確認)を行っています。なお、この調査結果は耕作放棄地の解消のための基礎資料として活用し、他の用途には使用いたしません。

【お問い合わせ先】

・市農業委員会事務局(市役所4階) ☎32・3810
・市産業振興課(市役所4階)

TEL 32・3809 / FAX 33・0938

耕作放棄地対策 歩行型草刈機を貸出

小松島市担い手育成総合支援協議会では、耕作放棄地の解消のため、歩行型草刈機の貸し出しを行っています。

耕作放棄地の土地所有者、耕作者、土地改良区等関係機関で耕作放棄を解消したい方は、左記お問い合わせ先へ申請してください。



貸し出しされる歩行型草刈機

【お問い合わせ先】

協議会事務局【市産業振興課(市役所4階)】

TEL 32・3809 / FAX 33・0938